

外国人材定着支援補助金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県外国人材定着支援補助金交付要綱に基づく、外国人材定着支援補助金(以下「本補助金」という。)の支給に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、島根県内の中小企業者等が受け入れを行う外国人材の就労環境・居住環境等の整備に係る取組に対して、その経費の一部を支援することにより、外国人材の定着を促進することを目的として支給する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 外国人材

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二に定める技能実習又は特定技能の在留資格を有する者をいう。

ただし、介護分野及び看護分野に従事する者は除く。

(2) 中小企業者等

農業者、漁業者、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、又は、常時雇用する従業員の数が300人以下の特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等であって、島根県内に事務所又は事業所を有する者をいう。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は除く。

(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)

業種	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※1 常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

※2 小売業、サービス業、卸売業及び製造業その他の業種の具体的な内容は、別表1のとおり。

(3) みなし大企業

下記アからウのいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。)が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (4) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業
「しまねいきいき職場宣言」実施要領（平成31年4月1日付け雇第1115号）により宣言を行った又は宣言予定である企業等
- (5) 人材育成計画（キャリアマップ）
ある職位又は職務に就任するため必要とされる業務経験や求められる能力の標準的な水準及び道筋を示したもの

（補助対象事業者）

第4条 島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する外国人材定着支援補助金（以下「中央会補助金」という。）の支給対象とする中小企業者等は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 外国人材を1人以上受け入れていること又は事業完了までに新たに雇用する具体的な計画があること及び当該外国人材の就労場所が島根県内であること。
- (2) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業であること。
- (3) 当該外国人材に求める役割及び能力（技術）並びにそれらの能力を身につけるために行う指導・教育内容等を記載した人材育成計画（キャリアマップ）を策定の上、取り組むこと。当該人材育成計画は、より高度な在留資格に変わる等のキャリアアップが示されるものとする。なお、特定技能2号を既に取得している者については、能力や経験に応じた処遇改善や職位向上等のキャリアアップが示される人材育成計画とすること。

(4) みなし大企業でないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は支給対象としない。

- (1) 過去に本補助金の支給を受けている者
- (2) 島根県税の未納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う者。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (5) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第15条に規定する改善命令、又は第16条に規定する認定の取消し、第36条に規定する改善命令、又は第37条に規定する許可の取消しを受けた者
- (6) 当該事業申請日、又は補助金支給決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている者

（補助対象経費等）

第5条 補助対象となる経費、補助率、補助金の額及び対象期間は、別表2のとおりとする。（他の補助金との併用）

第6条 国、県、市町村等他の補助金等の制度との併用はできない。

(補助金の支給申請)

第7条 補助金の支給を受けようとする者は、支給申請書(様式第1号)を島根県中小企業団体中央会会長(以下「会長」という。)が別に定める日までに、会長に提出しなければならない。

(補助金の支給決定)

第8条 会長は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査や現地調査等を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の支給を決定の上、補助金支給決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の内容及び経費の変更)

第9条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、あらかじめ補助金変更支給申請書(様式第3号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとし、支給決定額が当初の額より増額されることはないものとする。

(1) 補助金額の20パーセント以上の減額を伴う変更

(2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く)

2 会長は、前項により補助金変更支給申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金変更支給決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ中止・廃止承認申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日、又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等を行い、適当と認めるときは支給すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助対象事業者に通知するものとする。

2 本補助金は精算払により支給するものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(支給の決定の取消及び返還)

第14条 会長は、補助対象事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の支給の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、補助金の支給の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支給されているときは、その返還を命ずる。ただし、補助対象事業者の責めに帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

(財産の処分)

第15条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)を補助金の支給目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供す場合、財産処分承認申請書(様式第8号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。

(事後調査及び事業効果の周知)

第16条 補助対象事業者は、補助事業実施年度以降も会長又は島根県が実施する事後調査や本補助金の効果を周知するための報告会等へ協力するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の支給について必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

業種	該当分類項目 (日本標準産業分類による業種区分)
<p style="text-align: center;">小売業</p>	<p>大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業)</p> <p>大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)</p>
<p style="text-align: center;">サービス業</p>	<p>大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 3 8 (放送業) 中分類 3 9 (情報サービス業) 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類 4 1 2 (音声情報制作業) 小分類 4 1 5 (広告制作業) 小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)</p> <p>大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業)</p> <p>大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)</p> <p>大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち中分類 7 5 (宿泊業)</p> <p>大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 7 9 1 (旅行業) は除く</p> <p>大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 8 1, 8 2)</p> <p>大分類 Q (複合サービス業) (中分類 8 6, 8 7)</p> <p>大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>) (中分類 8 8 ~ 9 6)</p>
<p style="text-align: center;">卸売業</p>	<p>大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)</p>
<p style="text-align: center;">製造業その他</p>	<p>上記以外のすべて</p>

別表 2 (第 5 条関係)

項 目	概 要
補 助 率	1 / 3
補 助 上 限	50 万円まで (※ 1 社 1 回限り)
補 助 対 象 経 費	<p>① 外国人材のための就労環境整備に要する経費 (例) 翻訳機器導入費、社内多言語標識類設置・改修費、礼拝用の施設設置 等</p> <p>② 外国人材のための居住環境整備に要する経費及び設備導入費 (例) Wi-Fi ルーター、エアコン</p> <p>※ 1 居住環境を改修する場合は自己所有物件に限る</p> <p>※ 2 設備導入の場合は、生活用品や汎用性のあるものを除く</p> <p>※ 3 共有スペース (リビング、食堂又はそれに準ずるもの) に取り付けるものに限る</p>
補 助 対 象 外 経 費	<p>① 通常の事業活動、生活に係る経費 (例) 光熱費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費 等</p> <p>② 補助事業に要したことが明確に区分できない経費 (例) 社用車のガソリン代、電話代 等</p> <p>③ 補助事業者が所有権を有しない物件の改修費用</p> <p>④ 不動産物件の取得費用</p> <p>⑤ 補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費</p> <p>⑥ 汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費 (例) パソコン、プリンター、タブレット端末、モニター 等</p> <p>⑦ リース、レンタル又は中古品により調達するもの</p> <p>⑧ 申請者又は同一企業の社員への謝礼の支払</p> <p>⑨ 申請者自らが行った工事の工事費用</p> <p>⑩ 消費税及び地方消費税</p>
受 付 期 間	令和 8 年 5 月 13 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
対 象 事 業 期 間	支給決定の日から、支給決定の日の属する年度の 1 月 29 日まで